

主文

本件再審査請求を棄却する。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、健康保険法(以下「法」という。)による傷病手当金(以下、単に「傷病手当金」という。)の支給を求めるといことである。

第2 再審査請求の経過

1 請求人は、辺縁系脳炎(以下「請求傷病」という。)の療養のため、平成○年○月○日から平成○年○月○日までの期間について、労務不能であったとして傷病手当金を受給した。

2 請求人は、請求傷病の療養のため、引き続き平成○年○月○日から同月○日までの期間(以下「本件請求期間」という。)について、労務に服することができなかつたとして、全国健康保険協会○○支部長(以下「支部長」という。)に対し、傷病手当金の支給を申請した。

3 支部長は、平成○年○月○日付で、請求人に対し、本件請求期間については「療養のための労務不能とは認められないため。」という理由により、傷病手当金を支給しない旨の処分(以下「原処分」という。)をした。

4 請求人は、原処分を不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

第3 当審査会の判断

1 傷病手当金の支給について、法第99条第1項は「被保険者が療養のため労務に服することができないときは、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間、傷病手当金を支給する。」と規定している。

2 本件の場合、前記第2の3に記載した

理由によってなされた原処分に対し、請求人はこれを不服としているのであるから、本件の問題点は、本件請求期間について、請求人は本件請求傷病の療養のため労務不能であったと認められないかどうかである。

3 労務不能であったかどうかについて判断する。

請求人にかかる健康保険傷病手当金支給請求書(第9回)のa病院・A医師作成の平成○年○月○日付「療養担当者が意見を書くところ」欄によれば、傷病名には請求傷病が掲げられた上で、療養の給付開始年月日は「○年○月○日」、労務不能と認めた期間は「○年○月○日から○年○月○日まで31日間」、診療実日数は「0日」とされている。そうして、労務不能と認めた期間中における「主たる症状および経過」、「治療内容、検査結果、療養指導」等には、「痙攣と遷延する意識障害を認めた。精査加療目的にて○月○日に当院b科に転院しその後○月他院転院。○月に退院し外来通院中。平成○年○月中は本来○月○日に予約が入っていたが自ら変更したため受診されず。b科の最終受診日は○月○日。」、症状経過からみて従来の職種について労務不能と認められた医学的な所見は、「ADL自立にて自宅退院となったが、高次脳機能障害残存しているため、労務不能を認める。現時点では、平成○年○月より軽作業の勤務に就くことは可能と判断した。○月に3回発作を起こし救急車で当院を受診するなどしていたが、○月以降は症状として安定しており、○月より軽作業勤務可能との見込みはそのままである。」とされている。a病院作成の請求人に係る診療報酬明細書(医科入院外)(平成○年○月分)によれば、傷病名は、平成○年○月○日を診療開始日とするヘルペス脳炎(主)、てんかん、髄膜脳炎、同年○月○日を診療開始日とする嚥下障害、失語症、辺縁系脳炎などとされ、外来診療料、傷病手当金意見書交付料、c病院への診療情報提供書料などが算定さ

れている。また、請求人作成の記入日を平成〇年〇月〇日とする日常生活・療養状況申立書によると、仕事の内容は、「会社員、建築現場での管理、予算、職人管理など（現在休職中）」、本件請求期間における医師に診ていただいた日は、平成〇年〇月〇日、同月〇日の〇日とされ、受けた治療については、「末梢神経に針をさし、神経の通り具合をみる検査」、療養について医師から受けた注意事項や指示は、「・薬を一日3回必ず飲み、規則正しい生活をする。・右手を下にして寝ない e c t」、受診した医療機関は c 病院で、平成〇年〇月〇日とされている。平成〇年〇月〇日の受診を取りやめたのは、「〇月中旬から、左耳が聴こえなくなり、その1週間後に、右手（肘から下）が動かなくなり、a 病院や b 病院、d 病院など受診したが、c 大学を紹介され、〇/〇に受診。その後、あまり体調が良くなり、家に引きこもるようになった為、受診を〇/〇から〇/〇に変更しました。」、体の調子（自覚症状等）は、「左耳→突発性難聴 右手→橈骨神経麻痺（とうこつしんけいまひ） 右手は〇/〇にまた c 大学を受診します 耳は少し良くなってきました。」、毎日の日常生活は、「5）無理をしない、普通の生活をして 6）家の軽い仕事をして 7）その他（右手のマッサージしたり動かす練習をした）」とされている。

4 以上によれば、請求人は、痙攣と遷延する意識障害があり、平成〇年〇月〇日に a 病院 b 科に入院、同年〇月に日常生活活動（ADL）は自立して自宅退院となった。その後、平成〇年〇月に3回発作を起こして救急車で受診しているが、同年〇月以降は症状として安定しており、同年〇月より軽作業は可能と指示されていた。そうして、本件請求期間中、請求人は、平成〇年〇月中旬から左耳突発性難聴、右橈骨神経麻痺を併発、右橈骨神経麻痺に対する針筋電図など電気生理学的検査のために同年〇月〇日に c 病院を受診していることが認められるもの

の、本件請求傷病に対する受診はなく、特段の治療、処方などは受けていない。

そうすると、本件請求期間について、請求人は、請求傷病と相当因果関係の認められない別傷病である左耳突発性難聴、右橈骨神経麻痺のために医療機関を受診したが、給付対象である請求傷病の療養のために医療機関を一度も受診することはなく、自宅で無理をしない普通の生活、軽い仕事をしていただとされるのであるから、請求人は、平成〇年〇月から職場復帰をし、当初は軽作業から開始して、徐々に身体を慣らしながら従前の仕事である建設現場での管理、予算、職人管理をすることが望ましく、それが可能な状態にあったと認められる。リハビリテーション学的にも、本件請求期間は、請求傷病の初診日あるいは発病から既に7か月程が経過した時期に相当し、日常生活活動も自立しており、発作もなく、症状として安定したとされており、平成〇年〇月から軽作業の勤務が可能と判断されていたのであるから、本件請求期間については、請求傷病の療養のために労務不能と認めることはできない。

5 そうすると、本件請求期間について傷病手当金を支給しないとする原処分は相当であって、取り消すことはできず、本件再審査請求は理由がないので、これを棄却することとし、主文のとおり裁決する。